介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所の名称	植田東地域包括支援センター
所在地	大分市大字宮崎 1385 番地の 1
管理者の氏名	髙山　智恵子
電話番号	097-568-3310
FAX 番号	097-568-3340
事業所指定番号	440100196
サービスを提供する地域	植田東中学校区（寒田小学校区含む）

2. 事業所の職員体制及び業務内容

職種	員数
管理者	1 名
主任介護支援専門員	1 名以上
保健師	1 名以上
社会福祉士	1 名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日	平日（月～金）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
営業をしない日	土・日・国民の祝日・8 月 14 日 12 月 30 日～1 月 3 日

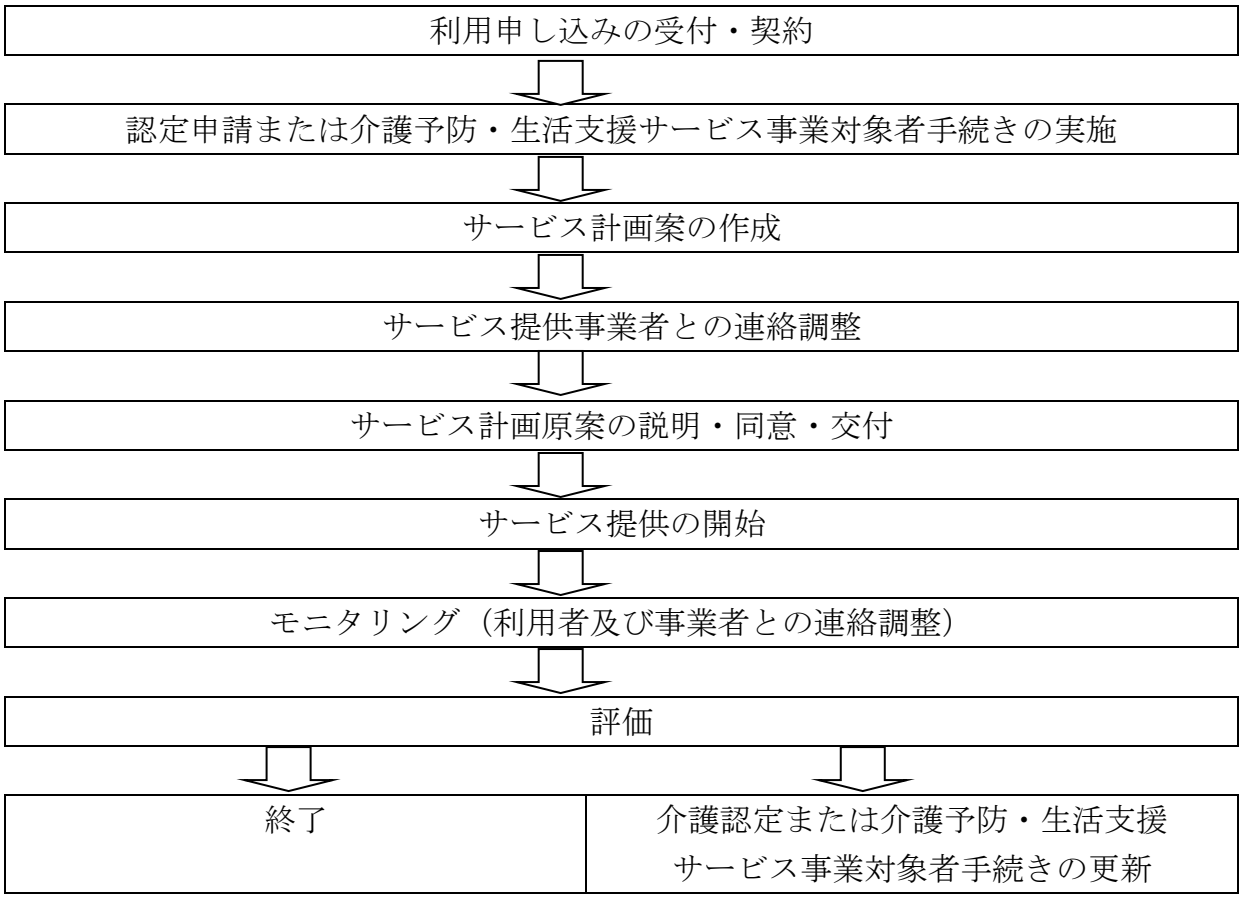
上記時間以外、及び土曜、日曜、祝祭日の対応は代表電話から転送されます。

4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減もしくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント（以下「サービス計画」という。）を作成するとともに、サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜の提供を行います。
運営方針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援します。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。 (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立におこないます。

	（4） 市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

5. 利用者の申込みからサービス提供までの流れ



※サービス計画の作成にあたっては、利用者から担当職員に対して、複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることや、サービス計画原案に位置付けたサービス提供事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

6. 要支援認定の申請等に係る援助

利用者の意向に基づき、要支援認定等に係る申請に対して必要な支援を行います。

7. 利用料金および利用者負担

サービス計画等の作成（ケアマネジメント業務）に要する費用は、介護保険法に基づくサービス費の単位数に単価を乗じた額（※1）となりますが、介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納があった場合は、厚生労働大臣が定める基準による金額を自己負担していただく場合があります。

（※1：具体的な単位数や金額については、別途介護予防支援等料金表等でご確認いただけます。）

8. 緊急時、事故発生時の対応

利用者の身体状況が急変、あるいは事故が発生した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族、必要時には市町村などへの連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業所は、非常災害及び感染症発生時においても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画：BCP）を策定しており、非常時においても必要な支援が継続できるよう努めます。

9. 秘密の保持（個人情報保護）

（1）事業所は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も有効です。また、事業所職員が職員でなくなった後においても、同様です。

（2）事業所は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する個人情報を使用しません。

10. 人権擁護、高齢者虐待防止について

（1） 高齢者虐待を防止するため、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。

（2） 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

（3） サービスの提供にあたっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、やむを得ず実施する場合も、法令に基づいた対応を行い、利用者・家族へ説明し記録するなど適正化に努めます。

人権擁護・高齢者虐待防止に関する責任者
植田東地域包括支援センター　センター長　髙山 智恵子

11. 相談、サービス内容に関する苦情、虐待等対応窓口

サービスに関する相談や苦情等については下記の窓口にて対応いたします。

植田東地域包括支援センター
（電話）097-568-3310
（FAX）097-568-3340
（苦情受付担当者）　管理者　髙山　智恵子

なお、下記の公的機関においても苦情申出等ができます。

大分市役所 長寿福祉課	所在地　大分市荷揚町 2-31 電　話　097-534-6111
大分県 国民健康保険団体連合会	所在地　大分市大手町 2-3-12-5F 電　話　097-534-8470
大分県社会福祉協議会	所在地　大分市大津町 2-1-41 電　話　097-558-0300

12. ハラスメント対策について

①当センターが実施するサービスの範囲及び費用は、本重要事項説明及び契約書の通りです。
②職員との間の、金品の授受をお断りしています。
③サービス提供時のペットの保護（ケージに入れる、首輪でつなぐ等）をお願いします。
④職員が滞在中は、喫煙や飲酒をお控えいただきますようお願いします。
⑤ご留意頂きたい事項（禁止行為）
1. 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
2. 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
3. 過剰または不合理な要求
4. 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ
好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
⑥サービス内容に疑問や不満がある場合、または職員からハラスメント又はハラスメントと疑わしい態度や行為を受けた場合は、速やかに管理者に連絡をお願いします。
⑦介護サービス契約の終了
当センターからの契約の解除
当センターは、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後、サービス契約を解除することができます。
１．職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき
２．上記１により、契約を解除する場合、当センターは保険者である大分市と連絡を取り、利用者の心身の状況及びその他の状況に応じて、適切な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を講じます。